

告 示

埼玉県告示第八百九十八号

測量計画機関である埼玉県加須農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年八月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県加須農林振興センター

二 作業種類

公共測量（基準点測量 鴻巣・行田地区）

三 作業地域

鴻巣市広田地内地

四 作業期間

令和五年七月三十一日から令和六年三月二十九日まで